

岩手県告示第 1094 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営姉体地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 18 年 12 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市水沢区姉体町字島田	68 番	田	田	903	700
〃	69 番	〃	〃	1,003	700
奥州市水沢区姉体町字境田	166 番	〃	〃	932	700
奥州市水沢区姉体町字榛林	20 番	〃	〃	1,008	700
奥州市水沢区姉体町字東谷地	40 番	〃	〃	968	700
〃	41 番	〃	〃	968	700
奥州市水沢区姉体町字鍛冶屋敷	73 番 1	〃	〃	919	700
〃	73 番 2	〃	〃	307	167
奥州市水沢区姉体町字南白山	1 番	〃	〃	761	700
〃	2 番	〃	〃	1,016	700